

公表される感染者数は無機質なデータではありません。コロナにかかり苦しみ不安を抱く生身の人の数です。その方には心配する家族や友人らがいます。誰もが感染する可能性があります。非難や差別はやめましょう。

NO! コロナ差別



秋田県PTA連合会 会長 加賀屋 久人



横手市立大森病院 院長 小野 剛



秋田県知事 佐竹 敬久



新型コロナウイルス感染症 誹謗中傷防止対談

コロナによる偏見や差別を許さない社会を

知事 様々な誹謗中傷やいじめがありますが、新型コロナウイルスに関しては、非常に悪質で、人間の尊厳を傷つけるひどいものがあります。言っている本人は気に留めてないと思いますが、相手を追い込むことになっていきますので、やめてもらわないと大変です。また、地域のイメージや移住定住、企業誘致などにも悪い影響が及びます。

小野大森病院院長 当院では、1月にクラスターが発生しました。その際、職員や家族に対して「学校に出てくるな」「職場に出てくるな」「スーパーで買い物をするな」というような誹謗中傷がありました。

た。医療従事者にとってこのような差別的な言動は心を痛めるものであり、意欲の低下につながります。10個の励ましという言葉があっても、1つの誹謗中傷の言葉で職員の心の温度は下がってしまいます。

また、医療従事者が職場を離れてしまえば、地域医療の崩壊にもつながりかねません。ぜひ県民の皆様には差別的な言動はやめていただきたいです。

PTA連合会では「感染した方々には優しさを、ウイルスと戦うすべての方々に感謝を」ということで、感染者や家族、濃厚接触者らに対する偏見や差別、SNSでのバッシングはやめましょうということ、医療・物流など暮らしを支える方々への理解を深め、感謝をしましょうということを発信しています。

互いを理解し合えるような、そういう地域であってほしいと思います。

加賀屋PTA連合会会長 私も感染されたお子さんの学校名が公表されたことにより、ご家族が大変な苦勞をされるのを目の当たりにしたことがあります。事実とは異なる噂が流され、どれだけ傷ついたかということは、察するに余りあります。

今回のクラスターの発生で分かったことは、地域の皆さんが、正しくない情報を基にいろんな言動をしているということだと思います。正しく理解し・恐れ・対応する。そして、お互いを理解し合えるような、そういう地域であってほしいと思います。



秋田弁護士会 塚本 祐文



県内学生 角崎 歩美

まわらないよう責任をもって行動しています。

秋田県は自然が豊かで、働くにはとてもいい場所だと思つています。このような素晴らしい県が、誹謗中傷でイメージが悪化してしまうと、秋田で働きたいと思つている人や県内に進出しようとする企業にそのイメージが伝わってしまいますので、絶対にしてはならないと思います。

塚本弁護士 法的な観点からみると、誹謗中傷により人権侵害が生じます。個人の名誉権や、会社やお店、病院の営業権等が侵害されます。

また、コロナの誹謗中傷で特徴的なのは、犯人探しをするかのように感染者を特定し広める動きがあることです。家族や勤務先などの情報までもが特定され、ネットを通じて拡散される被害が起きています。これにより個人のプライバシー権の侵害が生じることもあります。

こうした権利侵害があった場合、民事的な責任として慰謝料などの損害賠償責任が考えられます。また、刑事上の責任を負うこともあります。名誉毀損罪や侮辱罪が成立しますし、お店の活動を妨害したとなれば業務妨害罪ともなりえます。

不要不急の外出自粛要請に反して県外に遊びに出て感染したとしても、不当に差別したり誹謗中傷することは正当化されず法的責任は免れません。

ただ、民事・刑事の責任追及は事後的な対応です。不当に差別された事実は消えませんが、人の記憶を消すこともできません。特にネットの影響力は一昔前のビラや張り紙とは比べ物になりません。大事なものは差別や誹謗中傷の発生を予防していくことです。

こういった啓発活動を通じて社会全体の意識が高まれば、未然に防ぐことにつながるのではないのでしょうか。

小野大森病院院長 残念ながら医療従事者であっても間違つた認識をしている方もいます。互いにマスクをして距離をとり、短時間の接触であれば感染リスクは少ないことを正しく理解していただきたい。

対談の全文は、県ウェブサイトでご覧になれます

「美の国あきたネット」のサイト内検索でコンテンツ番号「59590」を検索

<https://www.pref.akita.lg.jp>

※撮影のため、マスクを外しています。

**こんなことをしてませんか？
それ誹謗中傷です。**

- あの人コロナだって ヤダー
- コロナにかかった(らしい)と噂する
- 感染者や発生施設職員との会話で話題にする
- 感染者やその勤務先、学校を探る
- 苦情の電話をかけたり SNSに書き込む
- 医療関係者や回復した方、家族の出勤・登園・来店を拒む
- 別室での勤務や食事など他の人と異なった扱いをする
- 目の前で相手が触れた場所を消毒する
- 来県者や県外ナンバー車に嫌がらせをする

♥ 感染された方や医療従事者らは過敏になっています。何気ない言動が相手を傷つけることがあります。これまでどおりの態度で接しましょう。

**一人で悩まず
ご相談ください**

みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110 (平日8:30~17:15)

※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

**法務省インターネット
人権相談**

<https://www.jinken.go.jp>

法律相談 (秋田弁護士会)

018-896-5599 (平日9:00~17:00)

Webでも予約を受け付けております <https://akiben.jp/>

- 秋田地方法務局では相談を受け、問題解決に向けたアドバイスを行ったり、人権侵害事実が認められた場合に適切な措置を講じています。
- 秋田弁護士会でも相談を受けています。とりあえず専門家の意見を聞きたいということでも構いません。

あきた新型コロナ受診相談センター **018-866-7050** **018-895-9176** **0570-011-567**

どこに相談してよいか分からない場合、土日、夜間等で医療機関が休診の場合は、あきた新型コロナ受診相談センターへご相談ください

24時間受付 **8:00~17:00(毎日)** **8:00~17:00(毎日)**

秋田県版 新型コロナ安心システム 県内の施設やイベント会場等で感染が確認された場合、必要な情報をLINEメッセージでお知らせします <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50770>

接触確認アプリ COCOA 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoo_00138.html

秋田県